

アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃の即時停戦及び国際連合による平和的解決の道を求める決議

2026年2月28日、アメリカ・イスラエルによるイランへの国際法違反の攻撃に強く抗議する。世界では、ロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ(ガザ地区)・イスラエル紛争が激化している。戦争は最大の人権侵害であり、「人間の生命」を奪うもので、決して許されるべき行為ではない。

日本国憲法第9条は、第二次世界大戦の反省を踏まえ、「日本国民が戦争を繰り返さないという強い意志の下で平和主義の理念を掲げ、国際社会における正義と秩序に基づく平和の維持と武力による威嚇や行使を否認することで、国際紛争の解決手段としての戦争を永久に放棄する。」ことを宣言している。

第二次世界大戦の反省の下で設立された国際連合は、「加盟国は、国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。」と憲章で明記している。

尾道市議会は、アメリカ・イスラエルによるイランへの国際法違反の攻撃に強く抗議するとともにロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ(ガザ地区)・イスラエル紛争等が国際連合の主導の下で即時停戦・平和的解決に向けて取り組むことを強く要望する。

以上、決議する。

令和8年3月19日

尾道市議会